

## 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況（R2年度）

部会	振興局	新設 (5条1項)	変更 (附則5条1項)	変更 (6条2項)	計
第1部会	石狩	2	0	2	4
	後志	1	0	0	1
	空知	1	0	1	2
	小計	4	0	3	7
第2部会	渡島	0	0	2	2
	檜山	0	0	0	0
	小計	0	0	2	2
第3部会	胆振	0	0	2	2
	日高	1	0	0	1
	小計	1	0	2	3
第4部会	上川	3	0	4	7
	留萌	0	0	0	0
	宗谷	0	0	0	0
	小計	3	0	4	7
第5部会	十勝	1	1	1	3
	林-ㇿ	0	1	2	3
	釧路	1	0	1	2
	根室	0	0	2	2
	小計	2	2	6	10
合計		10	2	17	29

注1 届出件数は、「届出の受理日」でカウントした。（以下、同じ。）

2 「石狩」の欄には、札幌市の分を含まない。

3 「渡島」の欄には、平成18年度に権限移譲した北斗市の分を含む。

区分	新設 (5条1項)	変更 (附則5条1項)	変更 (6条2項)	計
札幌市	5	2	13	20

区分	新設 (5条1項)	変更 (附則5条1項)	変更 (6条2項)	計
道内合計	15	4	30	49
累計（H12～）	520	455	616	1,591

## 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況（R3年12月末）

部会	振興局	新設 (5条1項)	変更 (附則5条1項)	変更 (6条2項)	計
第1部会	石狩	0	0	0	0
	後志	0	0	0	0
	空知	1	0	1	2
	小計	1	0	1	2
第2部会	渡島	2	0	4	6
	檜山	0	0	0	0
	小計	2	0	4	6
第3部会	胆振	1	0	0	1
	日高	1	0	0	1
	小計	2	0	0	2
第4部会	上川	1	0	2	3
	留萌	0	0	0	0
	宗谷	0	0	0	0
	小計	1	0	2	3
第5部会	十勝	1	0	2	3
	林-㇏	1	0	0	1
	釧路	0	0	1	1
	根室	0	0	0	0
	小計	2	0	3	5
合計		8	0	10	18

注1 届出件数は、「届出の受理日」でカウントした。（以下、同じ。）

2 「石狩」の欄には、札幌市の分を含まない。

3 「渡島」の欄には、平成18年度に権限移譲した北斗市の分を含む。

区分	新設 (5条1項)	変更 (附則5条1項)	変更 (6条2項)	計
札幌市	4	0	4	8

区分	新設 (5条1項)	変更 (附則5条1項)	変更 (6条2項)	計
道内合計	12	0	14	26
累計（H12～）	532	455	630	1,617

北海道大規模小売店舗立地審議会及び部会の開催状況（年度別）

（単位：回）

区分	H12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	(参考) R3年度 (12月末)	※ 合 計
第1部会	2	7	7	8	9	9	9	10	8	11	6	7	4	8	8	10	4	3	8	5	7	4	150
第2部会	0	3	5	3	3	5	3	6	8	5	5	4	5	2	2	6	6	4	4	5	4	1	88
第3部会	0	3	4	7	9	3	4	8	7	8	8	7	8	7	7	4	5	8	2	0	5	1	114
第4部会	1	2	4	8	6	8	5	5	7	5	6	5	4	3	4	4	3	6	3	8	6	4	103
第5部会	2	4	5	6	6	7	7	10	8	10	9	7	8	8	7	6	5	5	5	8	10	6	143
小 計	5	19	25	32	33	32	28	39	38	39	34	30	29	28	28	30	23	26	22	26	32	16	598
本審議会	2	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	18
合 計	7	20	25	33	34	33	29	39	39	40	35	31	29	29	29	31	24	26	23	27	33	17	616

※ 合計開催数は、H12～R2の合計開催数

## 北海道大規模小売店舗立地審議会部会の開催状況

〔令和 2 年度〕

部会	回数	年月日	審 議 事 項	審 議 結 果	摘 要 (注意喚起)	
第 1 部会	第 1 回	2. 7. 21	・事務的説明	—	—	
	第 2 回	2. 8. 13	・ツルハドラッグ千歳住吉店	千歳市	新設	意見なし
	第 3 回	2. 9. 8	・事務的説明	—	—	—
	第 4 回	2. 10. 27	・ツルハドラッグ大麻中央店・バースデイ江別店	江別市	新設	意見なし
	第 5 回	2. 11. 17	・千歳アウトレットモール・レラ	千歳市	変更	〃
			・イオン三笠ショッピングセンター	三笠市	〃	〃
	第 6 回	2. 12. 17	・コメリハードアンドグリーン余市店	余市町	新設	〃
	第 7 回	3. 1. 19	・(仮称)コストコホールセール石狩倉庫店	石狩市	〃	〃
第 2 部会	第 1 回	2. 4. 24	・事務的説明	—	—	—
	第 2 回	2. 5. 21	・コープさっぽろとくら店	函館市	新設	意見なし
	第 3 回	3. 2. 26	・事務的説明	—	—	—
	第 4 回	3. 3. 22	・ヤマダ電機テックランド函館 2 号店	函館市	変更	意見なし
第 3 部会	第 1 回	2. 5. 20	・スーパーセンタートライアル苫小牧西店	苫小牧市	新設	意見なし
			・マックスバリュ苫小牧日新町店	〃	〃	〃
	第 2 回	2. 6. 29	・事務的説明	—	—	—
	第 3 回	2. 7. 29	・(仮称)フード D365 見山店	苫小牧市	新設	意見なし
	第 4 回	3. 2. 24	・事務的説明	—	—	—
	第 5 回	3. 3. 24	・コメリハード&グリーン新ひだか店	新ひだか町	新設	意見なし
第 4 部会	第 1 回	2. 4. 15	・留萌ショッピングセンター	留萌市	変更	意見なし
			・ツルハドラッグ旭川永山 3 条西店	旭川市	新設	〃
	第 2 回	2. 5. 27	・旭川ショッピングセンターパワーズ	〃	変更	〃
	第 3 回	2. 9. 15	・事務的説明	—	—	—
	第 4 回	2. 10. 15	・(仮称)旭川 4 条通 1 丁目複合施設	旭川市	新設	意見なし
	第 5 回	3. 2. 24	・事務的説明	—	—	—
	第 6 回	3. 3. 26	・DCMホームマック春光店	旭川市	変更	意見なし
第 5 部会	第 1 回	2. 6. 17	・事務的説明	—	—	—
	第 2 回	2. 7. 10	・ツルハドラッグ帯広西 20 条店	帯広市	新設	意見なし
	第 3 回	2. 8. 3	・事務的説明	—	—	—
	第 4 回	2. 8. 31	・ツルハドラッグ北見中央三輪北店	北見市	新設	意見なし
			・ツルハドラッグ北見南町店	〃	〃	—
	第 5 回	2. 9. 16	・ツルハドラッグ北見南町店	〃	〃	意見なし
			・みなみ野ショッピングセンター	帯広市	変更	〃
	第 6 回	2. 9. 30	・事務的説明	—	—	—
	第 7 回	2. 10. 26	・(仮称)鳥取複合商業施設	釧路市	変更	—
			・100 満ボルト釧路店	釧路町	変更	意見なし
		・ニトリ中標津店	中標津町	新設	〃	
第 8 回	2. 11. 11	・(仮称)鳥取複合商業施設	釧路市	変更	〃	
第 9 回	2. 12. 2	・事務的説明	—	—	—	
第 10 回	3. 1. 13	・東武サウスヒルズ	中標津町	変更	意見なし	
		・スーパーセンタートライアル帯広東店	帯広市	附則	〃	

〔届出別件数〕

区 分	件数
○新設（法第 5 条第 1 項の届出）	1 6 件
○変更（法第 6 条第 2 項の届出）	1 1 件
○附則（法附則第 5 条第 1 項の届出）	1 件
計	2 8 件

## 北海道大規模小売店舗立地審議会部会の開催状況

〔令和3年度（12月末現在）〕

部会	回数	年月日	審 議 事 項	審 議 結 果	摘 要 (注意喚起)	
第1部会	第1回	3.5.18	・事務的説明	—	—	
	第2回	3.6.29	・サツドラ岩見沢6条店	岩見沢市	新設	意見なし
	第3回	3.9.16	・事務的説明	—	—	—
	第4回	3.10.28	・ヤマダデンキ恵庭店	恵庭市	変更	意見なし
第2部会	第1回	3.12.2	・事務的説明	—	—	
第3部会	第1回	3.12.15	・事務的説明	—	—	
第4部会	第1回	3.7.21	・事務的説明	—	—	—
	第2回	3.8.31	・プロショップホダカ旭川永山店	旭川市	新設	意見なし
	第3回	3.9.30	・ツルハドラッグ旭川末広5条店	旭川市	新設	〃
	第4回	3.10.19	・コメリハード&グリーン士別店	士別市	新設	〃
第5部会	第1回	3.6.9	・事務的説明	—	—	—
	第2回	3.7.16	・(仮称)サツドラ釧路町店	釧路町	新設	意見なし
	第3回	3.8.24	・ジョイフルエーカー帯広店資材センター	帯広市	変更	意見なし
			・ショッピングセンターJAM星が浦	釧路市	変更	意見なし
	第4回	3.10.4	・(仮称)ツルハドラッグ足寄店	足寄町	新設	意見なし
			・事務的説明	—	—	—
第5回	3.10.27	・みなみ野ショッピングセンター	帯広市	変更	意見なし	
第6回	3.11.29	・スーパーオーケーセンター音更店	音更町	変更	〃	
		・(仮称)サツドラ紋別市本町店	紋別市	新設	〃	
			・ペットワールドPROX音更店	音更町	新設	〃

〔届出別件数〕

区 分	件数
○新設（法第5条第1項の届出）	10件
○変更（法第6条第2項の届出）	5件
○附則（法附則第5条第1項の届出）	0件
計	15件

## 大規模小売店舗立地法に基づく市町村・住民等意見

〔令和 2 年度〕

告示日	店舗の名称・所在地	意見の別
R2. 7. 10	ツルハドラッグ大麻中央店・バースディ江別店 江別市大麻南樹町 1-3	市町村の意見 (法第 8 条第 1 項)
<p>＜市町村の意見の概要＞ 〔歩行者の通行の利便に係る事項、騒音の発生に係る事項、その他の事項〕</p> <p>(1) 警察との協議事項を遵守し、交通事故防止に配慮願いたい。</p> <p>(2) 開店当初は渋滞が予測されるので、警備員の配置をする等安全に十分配慮願いたい。</p> <p>(3) 駐車場の北東側に隣接する「みなき公園」への誤進入防止のため、柵等を設置願いたい。</p> <p>(4) 敷地境界線において、騒音レベルが規制基準を超える予測結果が出ており、合理的かつ適切な対応策の範囲において周辺への影響がでないよう配慮願いたい。</p> <p>上記 (1)、(2)、(3) について</p> <p>・大規模小売店舗の施設の構造によっては、それまで通り抜け可能であった通路が閉ざされ、歩行者等が迂回しなければならなくなる場合があり、周辺が商業地域である場合、周辺の商店等の顧客の通行の利便が損なわれる可能性がある。こうした点も考慮し、設置者は、従来の歩行者等の通行の利便や安全が損なわれるおそれがある場合若しくは当該店舗の所在する地方公共団体が策定する公的な計画に基づいて既に通行の利便や安全の確保のための事業が行われている場合においては、大規模小売店舗の施設の出入口の位置、敷地内の通路の位置等について適切な工夫を行うことが必要である。</p> <p>また、一般の歩行者等が主に通行する道路側に荷さばき施設を設けること等により通行の円滑が妨げられることのないよう十分に周辺の状況に配慮することが必要である。</p> <p>上記 (4) について</p> <p>・設置者は、大規模小売店舗内の小売業者と協力して、騒音の発生部位や騒音の種類に応じ、騒音の発生の防止又は緩和のために適切な対応策を講じなければならない。設置者は、対応策の検討に当たって、騒音の発生の時間帯、療養施設、社会福祉施設等の有無等の立地場所周辺の状況等地域の特性及び騒音関係法令における地域や時間の取扱い等に考慮しつつ、下記②において予測・評価した結果を踏まえるものとする。その際、深夜・早朝においては、特に、静穏な生活環境の保持を求められることに留意しなければならない。</p> <p>さらに、対応策について、地域の住民等の理解を得られるよう騒音の発生の防止又は緩和のために配慮した事項については、公表するように努めなければならない。</p>		

## 指針等の基準を満たさない届出の調査審議

〔令和2年度〕

部会	新設 変更	店舗名 (所在地)	項目	面積	指針による 基準	計画	算定方法（参考データ）、対策等	届出・部会答申・ 道意見・設置者対応等	局長 通知
第1	変更	千歳アウトレ ットモール・ レラ (千歳市)	駐車 台数	25,248 ㎡	1,934 台 (変更前: 1,934 台)	1,647 台 (85.16%)	駐車場利用台数調査結果を基に算出。 ※来客者をセンサーで計測 年間最大来客者数及び年間平均来客者数を 算出  * 必要駐車台数 =1,934 台 > 1,647 台 ※不足の際は、従業員駐車場 348 台利用可 能。	R2.6.3 届出 R2.11.17 部会 →意見なし	
	変更	イオン三笠シ ョッピングセ ンター (三笠市)	駐車 台数	22,049 ㎡	1,689 台	980 台 (58.02%)	既存類似店のデータを用いて算出。 最繁忙時であっても必要駐車台数は指針台数 の概ね 34%程度  * 必要駐車台数 =1,689 (指針台数) × 34% =575 台 < 980 台	R2.5.27 届出 R2.11.17 部会 →意見なし	
	新設	コメリハード アンドグリー ン余市店 (余市町)	駐車 台数	4,029 ㎡	198 台	86 台 (43.43%)	既存類似店のデータを用いて算出。 最繁忙時であっても必要駐車台数は指針台数 の概ね 30%程度  * 必要駐車台数 =198 台 (指針台数) × 30% =60 台 < 86 台	R2.4.30 届出 R2.12.17 部会 →意見なし	

- ※ 「局長通知」欄は「意見を述べないが設置者への注意喚起が必要」と判断され、（総合）振興局長通知を行った案件。（令和2年度は0件）  
（総合）振興局商工労働課長名の事務連絡により議事録を提供し、注意喚起を行った場合は、「課長事務連絡」と記載（令和2年度は0件）
- ※ 騒音が基準を超えるが、直近の住宅付近では基準内となる又は住宅等がなく影響は軽微となっている案件は除く。
- ※ % = 計画駐車台数 / 基準による必要駐車台数

## 指針等の基準を満たさない届出の調査審議

〔令和2年度〕

部会	新設 変更	店舗名 (所在地)	項目	面積	指針による 基準	計画	算定方法（参考データ）、対策等	届出・部会答申・ 道意見・設置者対応等	局長 通知
第2	変更	ヤマダ電気テック ランド 函館2号 店 (函館市)	駐車 台数	6,806 ㎡	366 台 (変更前： 370 台)	263 台 (71.86%)	来店車両台数調査結果を基に算出。 ピーク時及び年間最大来客者数及び年間平均 来客者数を算出。  * 必要駐車台数 =366 台 > 263 台 ※ピーク時：158 台、年間最大数：209 台。	R2. 8. 25 R3. 3. 22 届出 部会 →意見なし	
第3	新設	コメリハード & グリーン新 ひだか店 (新ひだか町)	駐車 台数	4,091 ㎡	186 台	100 台 (53.76%)	既存類似店のデータを用いて算出。 最繁忙時であっても必要駐車台数は指針台数 の概ね 37%程度  * 必要駐車台数 =186 台 (指針台数) × 37% =69 台 < 100 台	R2. 9. 25 R3. 3. 24 届出 部会 →意見なし	
第4	変更	留萌ショッピ ングセンター (留萌市)	駐車 台数	10,842 ㎡	839 台 (変更前： 630 台)	282 台 (33.61%)	駐車場利用台数調査及び最大週レジ客数調査 結果を基に必要台数を算出。  * 必要駐車台数 =213 台 < 282 台 ※年間最大繁忙時期：213 台 その他、従業員駐車場及び冬季堆雪場所を確 保。	R1. 9. 18 R2. 4. 15 届出 部会 →意見なし	

- ※ 「局長通知」欄は「意見を述べないが設置者への注意喚起が必要」と判断され、（総合）振興局長通知を行った案件。（令和2年度は0件）  
（総合）振興局商工労働課長名の事務連絡により議事録を提供し、注意喚起を行った場合は、「課長事務連絡」と記載（令和2年度は0件）
- ※ 騒音が基準を超えるが、直近の住宅付近では基準内となる又は住宅等がなく影響は軽微となっている案件は除く。
- ※ % = 計画駐車台数 / 基準による必要駐車台数



## 指針等の基準を満たさない届出の調査審議

〔令和2年度〕

部会	新設 変更	店舗名 (所在地)	項目	面積	指針による 基準	計画	算定方法（参考データ）、対策等	届出・部会答申・ 道意見・設置者対応等	局長 通知
第4	変更	DCM ホームック 春光店 (旭川市)	駐車 台数	8,021 ㎡	474 台 (変更前： 522 台)	380 台 (80.17%)	<p>駐車場利用台数調査結果を基に算出。 ※駐車場利用台数調査日の客数及び年間最大 繁忙日の客数との比率で算出。 必要駐車台数 1,934 台 * 必要駐車台数 =365 台&lt;380 台</p> <p>その他、従業員駐車場及び冬季堆雪場所とし て、111 台を確保。</p>	R2. 9. 9 R3. 3. 26	届出 部会 →意見なし
第5	変更	(仮称) 鳥取 複合商業施設 (釧路市)	駐車 台数	12,583 ㎡	729 台 (変更前： 200 台)	635 台 (87.11%)	<p>既存店舗のデータのデータを用いて算出。 最大繁忙時期であっても指針の必要台数の概 ね 55%程度。 ホームセンターのみ必要駐車台数から 45%分 を削減。 272 台×45 台=122 台 729 台-122 台=607 台 必要駐車台数 =607 台&lt;635 台 ホームセンターのみ削減する。 その他、従業員駐車場を確保。</p>	R2. 3. 30 R2. 10. 26 R2. 11. 11	届出 部会 部会 →意見なし
	新設	ニトリ中標津 店 (中標津町)	駐車 台数	2,538 ㎡	110 台	40 台 (36.36%)	<p>既存類似店のデータを用いて算出。 類似店の休日平均での日來客客数原単位を用 いて算出</p> <p>* 必要駐車台数 =34 台&lt;40 台 その他、従業員用及び業務用、堆雪場として、 52 台を確保。</p>	R2. 3. 30 R2. 10. 26	届出 部会 →意見なし

- ※ 「局長通知」欄は「意見を述べないが設置者への注意喚起が必要」と判断され、（総合）振興局長通知を行った案件。（令和2年度は0件）  
（総合）振興局商工労働課長名の事務連絡により議事録を提供し、注意喚起を行った場合は、「課長事務連絡」と記載（令和2年度は0件）
- ※ 騒音が基準を超えるが、直近の住宅付近では基準内となる又は住宅等がなく影響は軽微となっている案件は除く。
- ※ %＝計画駐車台数／基準による必要駐車台数

## 指針等の基準を満たさない届出の調査審議

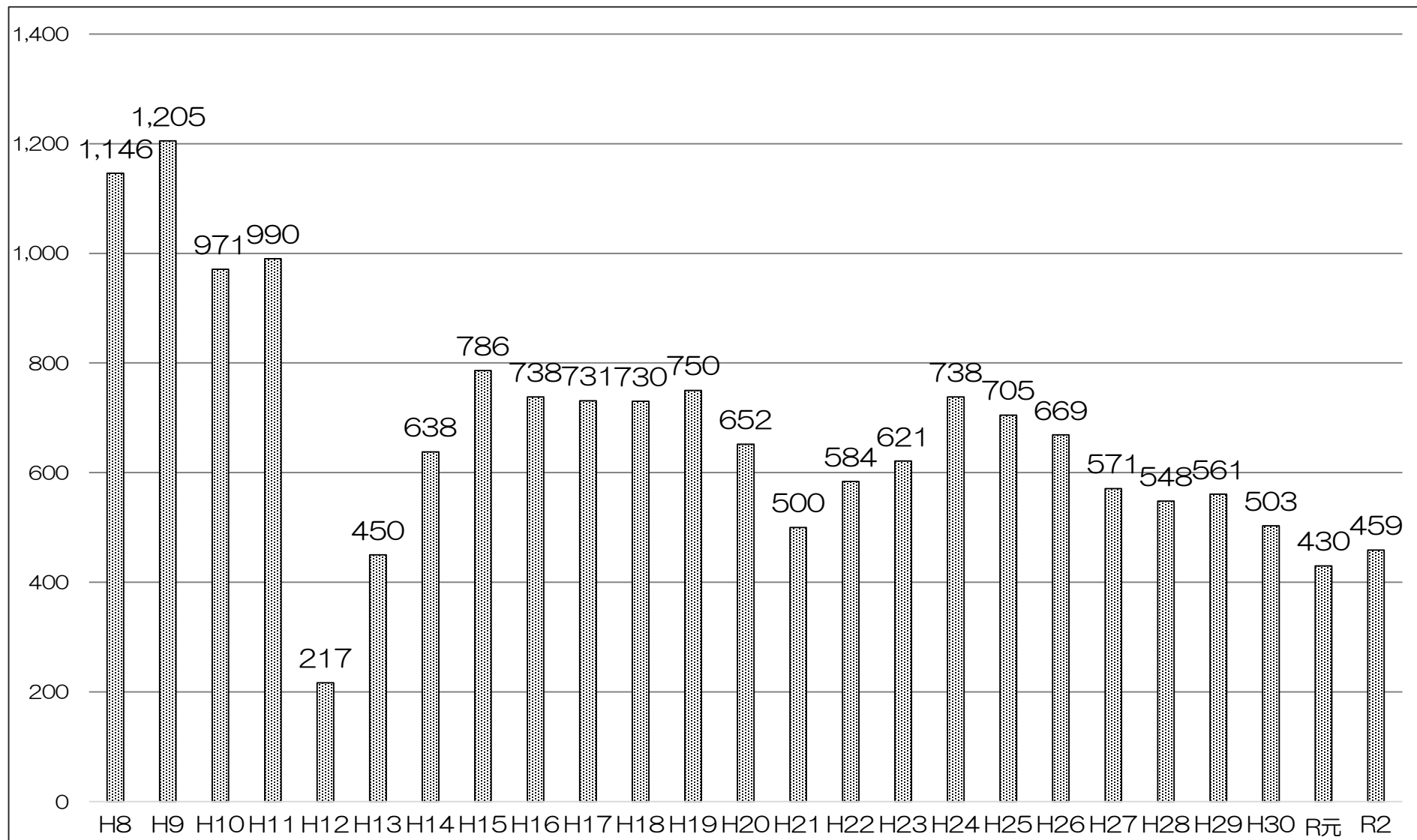
〔令和2年度〕

部会	新設 変更	店舗名 (所在地)	項目	面積	指針による 基準	計画	算定方法（参考データ）、対策等	届出・部会答申・ 道意見・設置者対応等	局長 通知
第5	変更	東武サウスヒルズ (中標津町)	駐車 台数	16,687 ㎡	1,283 台 (変更前： 1,370 台)	600 台 (46.77%)	既存店舗のデータ（駐車場利用実績、レジ打数）を用いて算出。 ※駐車場利用実績調査日の最大駐車台数× 休祭日の平均レジ打数÷調査日のレジ打数 =566.46 台  * 必要駐車台数 =567 台<600 台 その他、従業員駐車場 218 台、保育園 14 台、 遊戯施設専用として 150 台確保。	R2. 7. 6 R3. 1. 13  届出 部会 →意見なし	
	附則	スーパーセン タートライアル 帯広東店 (帯広市)	駐車 台数	4,902 ㎡	224 台	147 台 (65.63%)	既存類似店のデータを用いて算出。（レジ通過 数） ※1 日におけるピーク時客数×自動車分担率 ×平均駐車時間係数÷店舗面積比率=132 台  * 必要駐車台数 =132 台<147 台  その他、従業員駐車場 26 台、冬季堆雪場所 12 台確保。	R2. 5. 25 R3. 1. 13  届出 部会 →意見なし	○
(この行は削除された内容を示しています)									

- ※ 「局長通知」欄は「意見を述べないが設置者への注意喚起が必要」と判断され、（総合）振興局長通知を行った案件。（令和2年度は0件）  
（総合）振興局商工労働課長名の事務連絡により議事録を提供し、注意喚起を行った場合は、「課長事務連絡」と記載（令和2年度は0件）
- ※ 騒音が基準を超えるが、直近の住宅付近では基準内となる又は住宅等がなく影響は軽微となっている案件は除く。
- ※ %=計画駐車台数／基準による必要駐車台数

# ●全国の大規模小売店舗立地法の運用状況

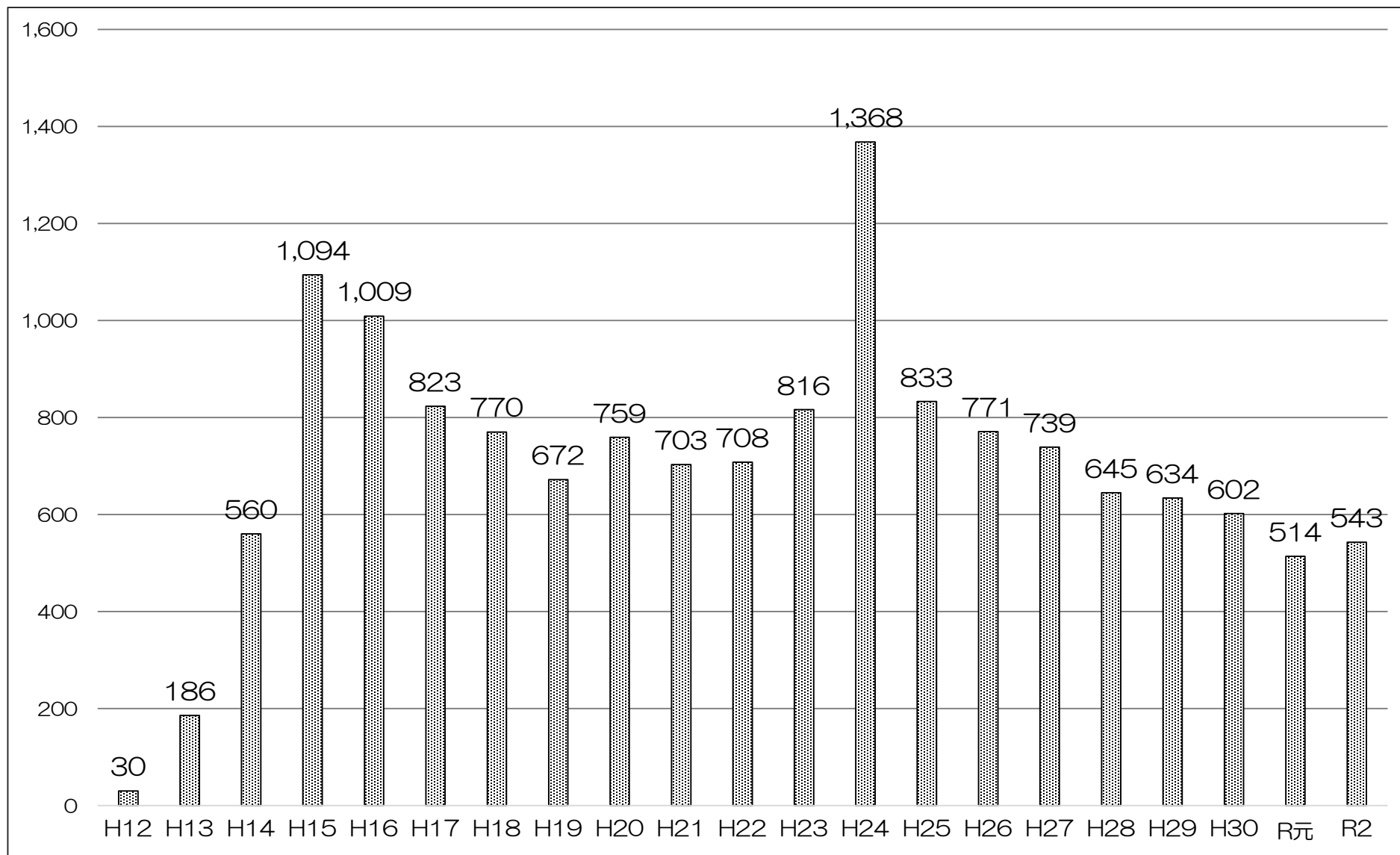
## (1) 新設の届出状況 (第5条第1項)



※大店法の届出件数は1,000㎡以上の件数

件数：経済産業省HP

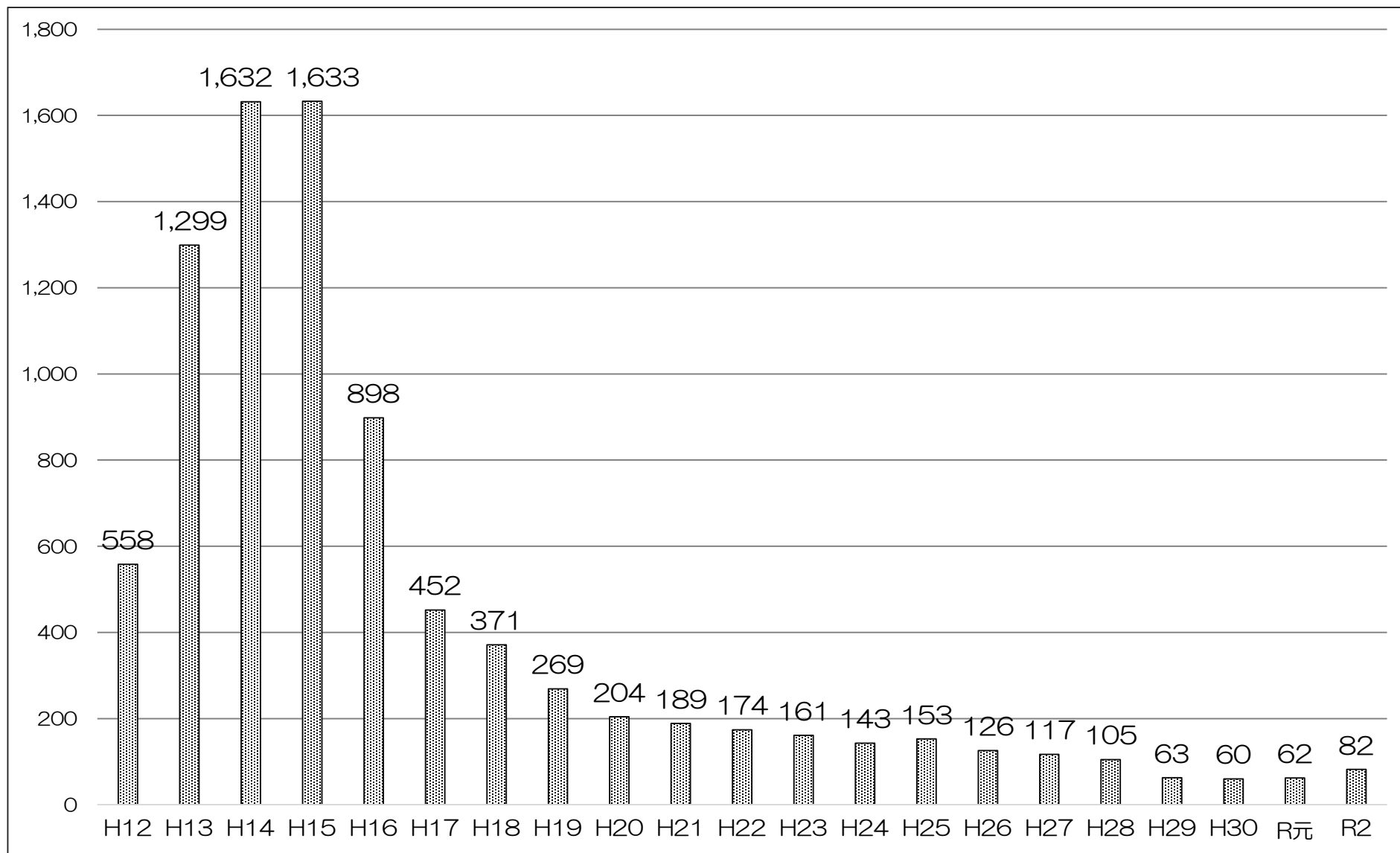
## (2) 変更の届出状況①（第6条第2項）



※平成12年度は6月～翌3月の件数

件数：経済産業省HP

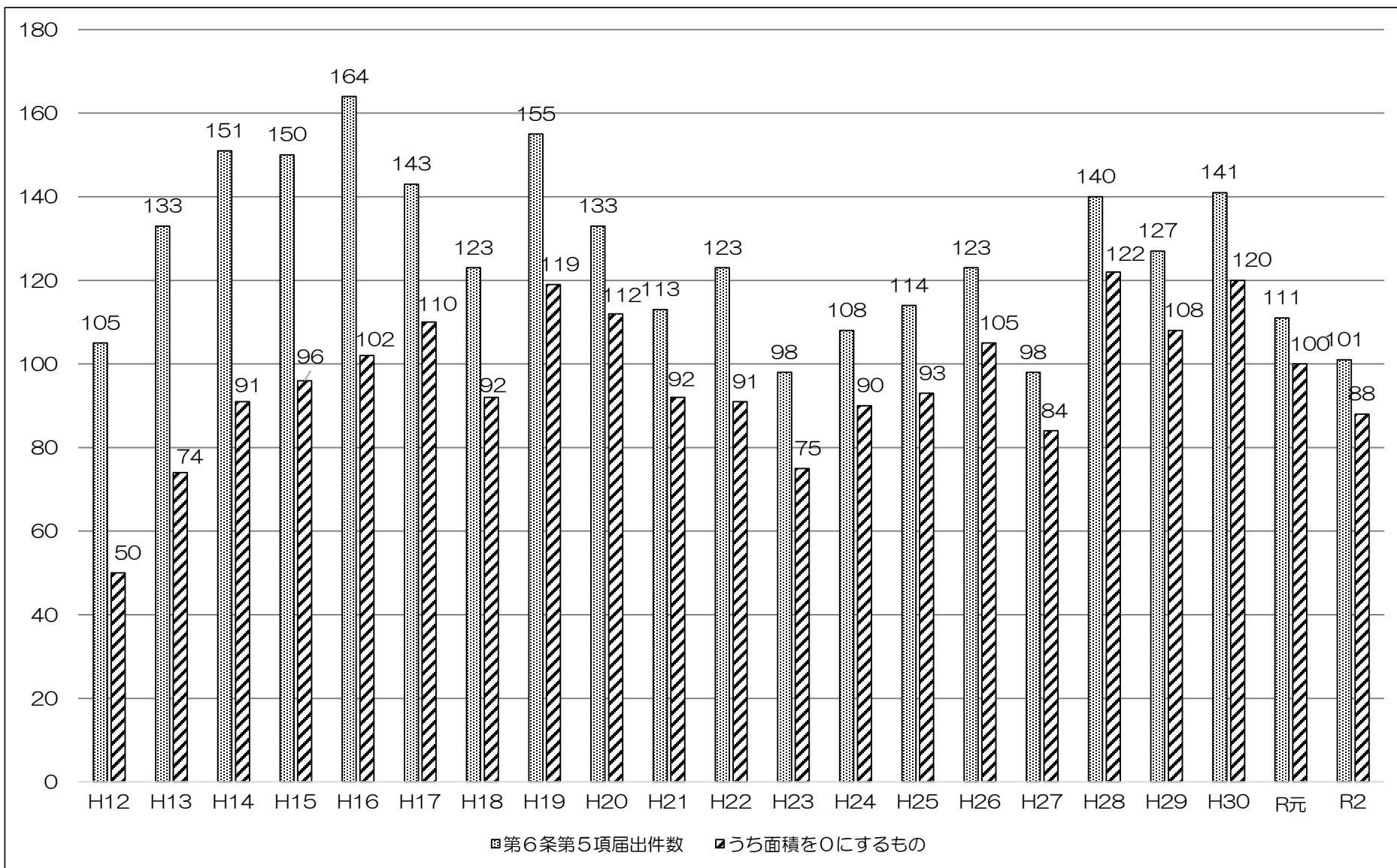
### (3) 変更の届出状況②（附則第5条第1項）



※平成12年度は6月～翌3月の件数

件数：経済産業省HP

# (4) 廃止の届出状況 (第6条第5項)



## 北海道大規模小売店舗立地審議会及び部会の傍聴の状況（年度別）

（単位：回、人）

年 度	部会名	開催回数	傍聴者ありの開催回数	一般傍聴者	報道関係者
H22年度	第1部会	6	1	0	1
	第2部会	5	1	1	0
	第3部会	8	3	0	3
	第4部会	6	0	0	0
	第5部会	9	2	2	0
	本審議会	1	1	0	2
	計	35	8	3	6
23年度	第1部会	7	0	0	0
	第2部会	4	1	1	0
	第3部会	7	2	0	3
	第4部会	5	0	0	0
	第5部会	7	3	5	0
	本審議会	1	1	0	3
	計	31	7	6	6
24年度	第1部会	4	0	0	0
	第2部会	5	2	3	0
	第3部会	8	2	0	2
	第4部会	4	0	0	0
	第5部会	8	0	0	0
	本審議会	—	—	—	—
	計	29	4	3	2
25年度	第1部会	8	1	0	1
	第2部会	2	0	0	0
	第3部会	7	5	1	5
	第4部会	3	0	0	0
	第5部会	8	0	0	0
	本審議会	1	1	0	2
	計	29	7	1	8
26年度	第1部会	8	0	0	—
	第2部会	2	0	0	—
	第3部会	7	4	2	6
	第4部会	4	2	2	1
	第5部会	7	0	—	—
	本審議会	1	1	0	4
	計	29	7	4	11
27年度	第1部会	10	0	0	0
	第2部会	6	0	0	0
	第3部会	4	1	0	1
	第4部会	4	0	0	0
	第5部会	6	0	0	0
	本審議会	1	1	0	3
	計	31	2	0	4
28年度	第1部会	4	1	1	0
	第2部会	6	0	0	0
	第3部会	5	1	0	1
	第4部会	3	0	0	0
	第5部会	5	0	0	0
	本審議会	1	0	0	0
	計	24	2	1	1
29年度	第1部会	3	0	0	0
	第2部会	4	0	0	0
	第3部会	8	0	0	1
	第4部会	6	2	2	0
	第5部会	5	0	0	0
	本審議会	—	—	—	—
	計	26	2	2	1
30年度	第1部会	8	0	0	0
	第2部会	4	0	0	0
	第3部会	2	0	0	0
	第4部会	3	1	0	1
	第5部会	5	0	0	0
	本審議会	1	1	0	2
	計	23	2	0	3
R元年度	第1部会	5	0	0	0
	第2部会	5	0	0	0
	第3部会	0	0	0	0
	第4部会	8	0	0	0
	第5部会	8	0	0	0
	本審議会	1	1	0	1
	計	27	1	0	1
R2年度	第1部会	7	0	0	0
	第2部会	4	0	0	0
	第3部会	5	0	0	0
	第4部会	6	2	1	1
	第5部会	10	0	0	0
	本審議会	1	0	0	0
	計	33	2	1	1

## 道内の大規模小売店舗立地法特例区域一覧

## 1 大規模小売店舗立地法特例区域とは

大規模小売店舗立地法の特例区域は、「中心市街地の活性化に関する法律」において創設され、大規模小売店舗の郊外移転を背景とする商業機能の低下等により空洞化が進む中心市街地における商業等の活性化を目的として、大型店出店の実現可能性を高めるための特例措置が適用される区域をいう。

特例区域では、大規模小売店舗立地法の適用が一部除外されることにより、事業者の大幅な負担軽減となり、スピーディーな出店につながる他、地元関係者による円滑な店舗誘致等を実施できる。

特例区域は、内閣総理大臣が認定した中心市街地活性化基本計画に定められた中心市街地に限る第一種大規模小売店舗立地法特例区域と、その他中心市街地の第二種大規模小売店舗立地法特例区域に分類される。

## 《大規模小売店舗立地法の適用除外》

第一種：店舗の新設・変更等に係る届出、住民説明会の開催、届出の日から8ヶ月間の営業開始制限

第二種：店舗の新設・変更等に係る届出の添付書類、届出の日から8ヶ月間の営業開始制限

## 2 道内における特例区域の指定状況について

	市町村	指定区域	指定日
第一種	帯広市	西3・南9西北地区	平成20年(2008年)4月30日 ※令和2年(2020年)6月12日廃止
	小樽市	稲穂1丁目4番南地区	平成20年(2008年)12月5日 ※平成28年(2016年)5月6日廃止
	岩見沢市	4・3及び3・4地区	平成21年(2009年)3月27日
	函館市	本町93番地区	平成27年(2015年)12月4日 ※令和3年度 廃止予定
若松町20番地区		平成27年(2015年)12月4日 ※令和2年(2020年)3月3日廃止	
第二種	北見市	大通西2丁目及び3丁目地区	平成30年(2018年)2月23日